

親展

重要

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号



このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

再発行

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

年中(1月1日から 月 日まで)に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

年中の納付済保険料額

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

- 「③合計額」を申告してください。
ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
- 令和3年12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付し申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	
②見込額	証明日以降 年中に 納付が見込まれる保険料額	
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	

納付状況の内訳

[illegible]

- 「済」は令和3年中に納付された月を、「見」は令和3年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和3年1月1日から令和3年12月31日（または証明日）までに納付された保険料額です。

→ 以下の場合には表示されません。

- ・国民年金第1号被保険者ではない場合
- ・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合
- ・保険料の未納期間がある場合 など

音声コード

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

21XX XXXX XXX

[illegible]